

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [日本国憲法](#) | [日本国憲法を知ろう \(条文解説\)](#) 第7章 財政 (7)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)[教育カリキュラム](#)[日本国憲法](#)

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第7章 財政 (7)

日本国憲法第八十九条 【 公の財産の支出又は利用の制限 】

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは、団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

概要説明

本条前段は、政教分離と信教の自由の保障（第20条）を徹底し、また公金の濫用を防止するため財政面から規定されています。「宗教上の組織若しくは団体」とはどういうものを言うのか、「公の支配」の意義をどう捉えるのか、などについて議論がありますが、県が靖国神社に対して、例大祭に奉納する玉串料などを県の公金から支出したことに対し、県の住民が、憲法第20条3項及び第89条等に違反するとして県に代位して損害賠償を求めた事件で、最高裁は、「本件の玉串料等の奉納は、その目的が宗教的意味を持ち、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進になると認められ、これによってもたらされる県と靖国神社等との関わりあい、わが国の社会的、文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるもの」であるとして、憲法第20条3項及び第89条に反するものであり違憲であるとしています（最判平9.4.2愛媛県玉串料訴訟）。なお、後段の「公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業……」について、私学（私立大学）助成金が問題視されています。特に東京医科大学による女性差別に繋がる女性受験生低採点問題は、法の下での平等を規定した憲法第14条違反にも繋がる重大事項です。

語句説明

- ①公 金・・・国又は地方公共団体が所有している金銭。
- ②便 益・・・都合よくて利益のあること。
- ③維 持・・・物事をそのままの状態で持続させること。もちこたえること。
- ④慈 善・・・あわれんで助けること。情をかけること。特に、貧しい人や災害にあって困っている人を救済すること。
- ⑤博 愛・・・ひろく愛すること。すべての人を平等に愛すること。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.